

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人トヨタ財団定款第15条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費(宿泊費を含む。)、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払)

第3条 当財団は、代表理事及び業務執行理事に対し、その職務の対価として、定例役員報酬並びに役員賞与を支給することができる。また、その退任にあたっては、任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

2. 代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事、評議員に対して、当財団より講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の代表理事及び業務執行理事の定例役員報酬額は月額100万円を上限、役員賞与額は年額1,000万円を上限とし、それぞれの支給金額は理事会にて決定する。

2. 非常勤の代表理事及び業務執行理事の定例役員報酬額は月額100万円を上限とし、支給金額は理事会にて決定する。
3. 代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事、評議員に対して、講師謝金及び執筆謝金を支給する場合には、会長が別表の基準に基づき支給する。

(定例役員報酬及び役員賞与の支給方法)

第5条 定例役員報酬は毎月25日、役員賞与は7月1日及び12月1日に、指定された預金口座への振込により支給する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、代表理事又は業務執行理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

2. 退職慰労金は、在任期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事会にて決定する。

3. 第1項の規程にかかわらず、上限20万円として代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事、評議員に対し退職慰労金を支給することができる。支給金額は、評議員会にて決定する。

(費用)

- 第7条 役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、別に定める役員等旅費規程に基づき、遅滞なく支払う。
2. 業務執行理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

- 第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

- 第9条 この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て定めるものとする。

附則

1. この規程は、当財団の移行登記日より施行する。

<別表>

講師謝金	30分未満	5万円
	30分以上60分未満	10万円
	60分以上	20万円
執筆謝金	400字以下	2万円
	401字～2,000字	3万円
	2,001字～4,000字	5万円
	4,001字以上	10万円